

## あなた自身の変化が今後の鍵

政権交代＝変化期待と、だけど生活は変わらない停滞感

### 二段ベットの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かへ

### 個々人の発想のチェンジと生活のチェンジが停滞感を打ち破る？

#### 選挙結果を前にして

このビラ、28日に書いています。ちよつと、間が抜けている  
かも知れませんがおつきあいください。

さて、大方の予想通り、政権交代があり、新聞紙面は大賑わ  
いと仮定しても、何がどう具体的に変わるかということろまで  
は見えないもどかしさが募るばかりです。

事前の各マスコミ調査によつても、選挙への関心は高く、投  
票率も高くなるといわれています。政権交代への期待も高い  
と……。

にもかかわらず、選挙後については、政治は変わらない、生  
活も変わらないと考えている人の方が多いという結果になつ  
ています。

各政党の主張が、選挙前のバラマキ合戦といわれる様相を  
呈している、具体的な施策の実現手法、各個人への影響が具  
体的に伝わるものでないことが影響していると思われま

また、変化を予想させる考え方、社会の運営手法について語  
られていないことも影響しているように思えます。

生活保護を受けている世帯は、過去最高の121万5376

世帯（5月速報値）で、4月より1万1505世帯増加、昨年5  
月と比較すると9万524世帯も増えていることでも分かるよ  
うに、貧困が拡がり、新たな生活を考えにくくなっている人が増  
加していることも影響しているのかも知れません。  
生活保護活用の浸透は、釜ヶ崎だけのことではなく、全国的な  
ものであることが分かります。

困窮の事実に基づいた生活保護の活用の浸透は、喜ばしいこ  
とですが、社会の停滞感にのみ結びついているとすれば、少し考  
えなければなりません。

しかし、生活保護の活用の浸透が停滞感に結びついているよう  
に見えるのは、変化を予想させる考え方、新しい社会の運営手  
法について、選挙戦の中では語られていなかったことに原因があ  
ると考えるのが妥当だと思われま

現在の経済の混乱や生活不安の原因は、元もと社会の利便性の  
ために考えられた株式会社や証券取引所のような制度が、社会  
全体の利便性を向上させることに奉仕するのではなく、一部の  
出資者や投資家への利益配当を重視する方向にとらわれすぎ  
ていることにあります。

企業に雇われて働く人々も、それを当然のことと受け入れる傾向が強くなっています。個人・法人を問わず、利益追求に走るのは当然のことだ、と。この考え方は、貧乏しているのは利益追求に失敗した個人の責任だという考え方に結びつく傾向があります。

貧乏・野宿・夜間宿所利用の生活の原因は、本来に個人の能力の問題だけででしょうか。制度の設計ミスや新たな生活を展望できる機会の欠落という問題はないのでしょうか。

生活保護世帯の増大は、高齢世帯がふえているということもありますが、貧困が個人責任だけではないという考え方、公的扶助の活用は恥ではないという考え方の浸透を現しているように思えます。

個人個人の頭の切り替えと行動が、必要です。

社会の歯車の中で、出資者や投資家への配当を増やすことばかり考える会社法人の力が強すぎるのが問題を引き起こしているのですから、NPO(非営利組織)の強化が期待されます。

たとえば、NPO釜ヶ崎(特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構)は、解散する場合、残余財産を大阪市に寄附すると定款に定めており、特定の個人に利益配分することが出来ないことになっています。

数年前には西成税務署の3日間に及ぶ立ち入り調査で、帳票の点検を受け、会計処理が一般法人なみに適正におこなわれていることも確認されています。子どもの遊びの組織ではありません。

利益追求でない新しい働き場所の創造、雇用の拡大は、新しい歯車を必要としていると思います。停滞感を打ち破るために。

**「定額給付金の取扱い」のおしらせ。** 西成労働福祉センター・労働福祉係が配布中のビラ紹介。

定額給付金の申請をされていない方にお知らせをします。(定額給付金の申請期限は、大阪市は11月2日です。また、大阪市以外の市町村については、もう少し早いと思われると思います。)

西成労働福祉センターでは、定額給付金申請の相談および保管については、9月30日(水)までとします。

また、9月30日(水)以前に、西成労働福祉センターに届いている定額給付金申請書については、すべて大阪市および各市町村へ返送をいたします。

10月1日(木)以降は、定額給付金の申請書を預かることができませんのでご注意ください。

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」(無料配布中)

**不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)**

※ 双葉商事さん(電話~~06-6561-4392~~)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話~~06-6658-8888~~)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。